

京都大学事務組織規程及び京都大学における核燃料物質の計量及び管理に関する規程新旧対照表

改正前					改正後				
京都大学事務組織規程 (平成16年達示第60号)									
(前 略)									
別表2 (第5条及び第6条関係)					別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通 事務部	2 課・セ ンター	3 部局	4 部局事務 部・事務室	5 課・室	1 共通 事務部	2 課・セ ンター	3 部局	4 部局事務 部・事務室	5 課・室
(略)					(同 左)				
南西地 区共通 事務部	総務課 管理課 経理課	(略)			南西地 区共通 事務部	総務課 管理課 経理課	(同 左)		
		再生医 科学研 究所	再生医科学 研究所事務 部	—			ウイ ルス・再 生医科学 研究所	ウイ ルス・再 生医科学 研究所事務 部	—
		ウイ ルス研 究所	ウイ ルス研 究所事務 部	—			(同 左)		
		(略)					(同 左)		
(略)					(同 左)				
(後 略)									
京都大学における核燃料物質の計量及び管理 に関する規程 (昭和52年達示第40号)									
(前 略)									
別表					別表				
理学部 医学部 医学部附属病院 薬学部 工学部 (放射実験室を除く。) 工学部放射実験室 農学部 (宇治地区を除く。) 農学部 (宇治地区) 大学院人間・環境学研究科 化学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 ウイルス研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 物質—細胞統合システム拠点					} (同 左) } ウイルス・再生医科学研究所 } (同 左) } (同 左)				
附 則					附 則				
この規程は、平成28年10月1日から施行する。					この規程は、平成28年10月1日から施行する。				